

静岡県豚熱経口ワクチン野外散布実施計画

(期間 2024年4月～2025年3月)

2024年4月策定

静岡県

目次

1	目的	1
2	ワクチンタイプ	1
3	実施体制	1
4	豚熱経口ワクチン散布を実施するエリア	2
5	豚熱経口ワクチン散布の実施期間	2
6	豚熱経口ワクチン散布方法	2
7	飼育豚への経口ワクチン株の伝播を防止するための措置	4
8	交差汚染防止措置	5
9	サーベイランス（ウイルス学的・血清学的検査）の実施	5
○	スケジュール	6
○	豚熱経口ワクチン野外散布に係る組織体系図	7
○	静岡県豚熱経口ワクチン対策協議会構成員	8

1 目的

本県の野生イノシシにおける豚熱の感染拡大を防止することを目的として、豚熱経ロワクチン（以下「経ロワクチン」という。）の野外散布を実施するにあたり、国が定める「豚熱経ロワクチンの野外散布実施に係る指針」（以下「国指針」という。）に基づき、「静岡県豚熱経ロワクチン野外散布実施計画」（以下「実施計画」という。）を策定する。

2 ワクチンタイプ

(1) 使用する豚熱経ロワクチンタイプ

使用する豚熱経ロワクチンは、国が選定するワクチンとする。

3 実施体制

(1) 静岡県豚熱経ロワクチン対策協議会の設置

野生イノシシに対する豚熱経ロワクチンの散布を実施するため、県、関係市町、猟友会、農業協同組合、畜産協会その他関係機関を構成員とする静岡県豚熱経ロワクチン対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(2) 経ロワクチンの散布実施体制

- ① 協議会は、下記（3）の「豚熱経ロワクチン散布を実施するエリア」ごとに、県、関係市町、その他関係機関（業務委託する場合、当該業務受託事業者を含む。）と連携し、経ロワクチンの散布作業を実施する。

なお、必要に応じ協議会構成員以外の機関とも連携し実施する。

- ② 散布作業実施者は、野外散布の実施に係るデータ（散布地点の位置、箇所数、散布数量、散布期間等）を適正に記録・保管し、定期的に協議会に報告する。
- ③ 協議会は、国指針に基づく様式により、散布に係る情報を国に報告する。

(3) 豚熱経ロワクチン散布を実施するエリア

散布エリア	散布エリアの関係機関
東部地域	県、小山町、御殿場市、裾野市、三島市、沼津市、伊豆の国市、長泉町、駿東猟友会、田方猟友会、富士伊豆農業協同組合
富士地域	県、富士市、富士宮市、庵原猟友会、富士猟友会、富士宮猟友会、西富士山麓猟友会、富士伊豆農業協同組合
中部地域	県、静岡市、静岡猟友会、清水猟友会、庵原猟友会、静岡市農業協同組合、清水農業協同組合
志太榛原地域	県、藤枝市、島田市、川根本町、牧之原市、志太猟友会、榛原郡猟友会、大井川農業協同組合、ハイナン農業協同組合
中遠地域	県、磐田市、袋井市、森町、掛川市、菊川市、御前崎市、西部猟友会、小笠猟友会、遠州中央農業協同組合、掛川市農業協同組合、遠州夢咲農業協同組合
西部地域	県、浜松市、湖西市、西部猟友会、とぴあ浜松農業協同組合、三ヶ日農業協同組合、遠州中央農業協同組合、三方原開拓農業協同組合

4 豚熱経口ワクチン散布を実施するエリア

豚熱経口ワクチンを散布するエリア（以下「散布エリア」という。）は、野生イノシシの豚熱陽性が確認されている地域及びその周辺地域において、野生イノシシの生息圏の地形や地理的条件（河川、道路、居住地、市街地等）、養豚場の位置等を考慮して設定する。

なお、豚熱陽性の確認状況により、次の散布エリア以外であっても緊急的に散布出来るものとする。

<散布エリア>

- ・ 東部地域（県東部農林事務所管内）
- ・ 富土地域（県富士農林事務所管内）
- ・ 中部地域（県中部農林事務所管内）
- ・ 志太榛原地域（県志太榛原農林事務所管内）
- ・ 中遠地域（県中遠農林事務所管内）
- ・ 西部地域（県西部農林事務所管内）

5 豚熱経口ワクチン散布の実施期間

（1）豚熱経口ワクチン散布の実施期間

豚熱経口ワクチン散布の実施期間は原則として1年間とし、実施期間を2期に分けて実施する。

1期の散布は、おおむね4週間隔で2回行う。ただし、自然条件等その他の事情により1期2回の実施が困難な場合や、野生イノシシの抗体付与を図る上で、より効果的と判断される場合、速やかに野生イノシシの抗体付与を行う必要が生じた場合等は、散布回数、散布間隔を変更することができる。

<散布時期の目安>

前期（4月～6月）

後期（11月～2月）

6 豚熱経口ワクチン散布方法

豚熱経口ワクチン散布は、以下の手順により行うものとし、散布地点の候補地の選定、散布実施方法等については、必要に応じてアドバイザー・グループ（国・有識者）の技術的助言を受け、決定する。

（1）手作業による散布

ア 散布候補地点の選定

散布候補地点は、山林部、竹林部、林縁部、耕作放棄地（特に水田放棄地）等から、野生イノシシが出現し易く、餌付け作業や経口ワクチン散布作業等に適した場所を選定する。

なお、散布候補地点は、野生イノシシによる掘り返しのある場所を優先すると

ともに、他の動物や周辺の農作物への直接的間接的な影響を回避できる場所、土地所有者を含む周辺住民等の協力と理解が得られる場所であること。

また、養豚農場がワクチン散布地域・地区に位置する場合であって、当該農場が散布候補地点からおおむね半径1 kmの範囲内に位置する場合は、経口ワクチン散布計画及びその趣旨等について、あらかじめ養豚農家に説明する等により理解を得た上で、散布候補地点を設定する。

イ 散布候補地点における餌付けの実施

餌付けを行う場合、できるだけ経口ワクチンの形状に近い固形物を土中に埋め、その周囲にトウモロコシ粒、米ぬか等を撒くなどして行う。

また、野生イノシシが土中の経口ワクチンを容易に見つけ、摂取することができるようになるため、トウモロコシ粒、米ぬか等を土壌中に含ませ、掘れば餌が出るようにすることも考慮する。また、地表にも散布する。ただし、これまでの経口ワクチンの散布実績等から、餌付けを行わなくても十分な経口ワクチンの摂取が期待される場合や、経口ワクチンの未散布地域で豚熱陽性イノシシが発生し、速やかなワクチン散布が必要な場合等には、餌付けを省略できる。

ウ 誘引状況の確認

新規の散布地点を選定する場合、必要に応じ、センサーカメラ、監視カメラを設置する等により、誘引される動物の種類等を確認するとともに、餌付け状況を記録し、散布地点として適当かどうかの評価を行う。

カメラは、新規散布地点や必要と思われる地点において、各々の散布地点の餌付け状況をモニタリングできる場所を選定して設置する。

エ 散布地点及び散布数量等の決定

豚熱経口ワクチンの散布地点は、散布エリアにおける野生イノシシの推定生息圏（山林部、竹林部、林縁部）の面積1km²（100ha）当たり0.5箇所から1箇所を目安として設定する。

また、1箇所の散布地点の面積は100 m²～200 m²を目安とし、散布地点の地形等を踏まえ設定する。なお、一つの散布地点に最大20個のワクチンを散布する。

オ 豚熱経口ワクチンの散布

経口ワクチンの散布作業は、原則として5日以内とする。

散布に当たって、経口ワクチンが摂氏4度以上にならないよう、保冷ボックス等を使用するなどにより、適正な温度管理の下で、経口ワクチンを輸送、散布等する。

経口ワクチンは、他の小動物等が摂取しないよう、10cm程度の深さの土中に埋める。

1つの散布地点には、少なくとも10の穴を掘り、各穴には最大2個の経ロワクチンを少量の餌とともに埋設する。

野生イノシシが土中の経ロワクチンを容易に見つけ、摂取することができるように、餌を土壌中に含ませる等する。

カ ワクチンの回収及び摂取状況の確認

散布5日後以降に散布地点における摂取状況の確認、摂取残さの容器等の回収を行う。

摂取状況の確認、容器等の回収の効率化を図るため、各穴に目印（小枝や石等イノシシの誘引を妨げる恐れのないもの）を付し、写真撮影する等の措置を講じる。

キ より効果的な方法による散布

手作業による散布は上記アからキによる散布を基本とするが、野生イノシシに抗体を付与する、より効果的な方法が確認された場合は、その方法により実施できる。

(2) 空中散布

人が容易にアクセスできず、手作業による散布が困難又は効率的では無い山岳地帯や、これらと一連の地帯等では、野生イノシシに効果的に抗体を付与するため、航空機を用いた空中からのワクチン散布（以下、空中散布）を検討する。

空中散布を実施する際は、「CSF野生イノシシ経ロワクチン散布空中散布の準備と実施の手引き（令和2年7月9日、農林水産省消費・安全局）」に従い適切に実施する。

7 飼育豚への経ロワクチン株の伝播を防止するための措置

(1) 協議会は、以下により、散布したワクチンが小動物等により機械的に養豚農場に持ち込まれることを防止するための措置等を講じる。

- ① ワクチンを埋めた穴の地表部分に石等を置くことで、イノシシ以外の小動物による持ち出し、盗食を防止する。
- ② 必要に応じ、センサーカメラ、監視カメラ等でイノシシ以外の小動物による掘り返し等の状況を監視・確認する。
- ③ 周辺住民や農家に対し、散布計画（散布時期、場所等）を周知するとともに、万が一、経ロワクチンの全部又は一部を発見した場合、速やかに現地市町等に報告するよう周知する。

(2) 協議会は、散布作業実施者に対し、適時適切な時期に、上記(1)についての周知徹底を図るため、講習会、研修会等を開催する。

(3) 協議会は、適正に飼育豚への機械的伝播の防止措置を講じられているかどうか

について、定期的に実地による点検等を行う。

- (4) 協議会は、経ロワクチンが無断で持ち出されること等ないように、厳重に保管管理するとともに、保管個数を確認し、常時把握する。

8 交差汚染防止措置

- (1) 協議会は、餌付け時、経ロワクチン散布時、経ロワクチン回収時及びサーベイランスの捕獲時に豚熱ウイルスの交差汚染を防止するため、交差汚染防止措置に係るマニュアル（以下「交差汚染防止マニュアル」という。）を策定する。
- (2) 協議会は、適時適切な時期に、交差汚染防止マニュアルの周知徹底を図るため、講習会、研修会等を開催し、交差汚染防止上必要な措置を徹底する。
- (3) 協議会は、ワクチン散布要員が適正に交差汚染防止措置が講じられているかどうかについて、定期的に実地における点検等必要な措置を講じる。

9 サーベイランス（ウイルス学的・血清学的検査）の実施

- (1) 協議会は、経ロワクチンの効果を評価するため、サーベイランスを実施する。サーベイランスは、県全域で実施している野生イノシシの血液検査で検査可能な場合は、この検査体制下で実施する。
- (2) サーベイランスは、捕獲イノシシと死亡個体について、以下のとおり遺伝学的、血清学的検査により行う。

検査対象	検査内容	検査機関
捕獲イノシシ 及び死亡個体	・ 遺伝学的検査（リアルタイムPCR） ・ 血清学的検査（ELISA）	県中部家畜保健衛生所 （農林技術研究所）

- (3) サーベイランスのための捕獲は、経ロワクチン散布完了の翌日から起算して設置16日後から開始する。
- (4) 散布完了日の翌日から起算して19日目までに捕獲され、遺伝子検出検査で陽性と判断された野生いのししについては、当該野生いのししの捕獲地点が経ロワクチン散布地点から概ね2kmの範囲内であり、経ロワクチン散布地点と森林や山塊でつながっている等、当該野生いのししの行動圏内に経ロワクチン散布地点があると見なすことができる場合には、原則として鑑別を行うものとする。
- (5) 死亡個体（野生イノシシの死体）については、発見通報に基づく検査を行う。
- (6) 捕獲個体は可能な範囲において、体重、体長を測定し、かつ、歯列又はその他の適切な方法により、以下に分類する。
- ①幼獣 ②成獣
- (7) 県は、サーベイランスに供するため捕獲した野生イノシシ及び死亡個体について、捕獲・発見日時・場所、推定年齢の範囲その他の情報を記録・保管・管理する。
- (8) 県は、サーベイランス検査の進捗状況を定期的に国に報告する。
- (9) 協議会は、経ロワクチンの使用に係る有効性の定期的評価に関して、報告書と

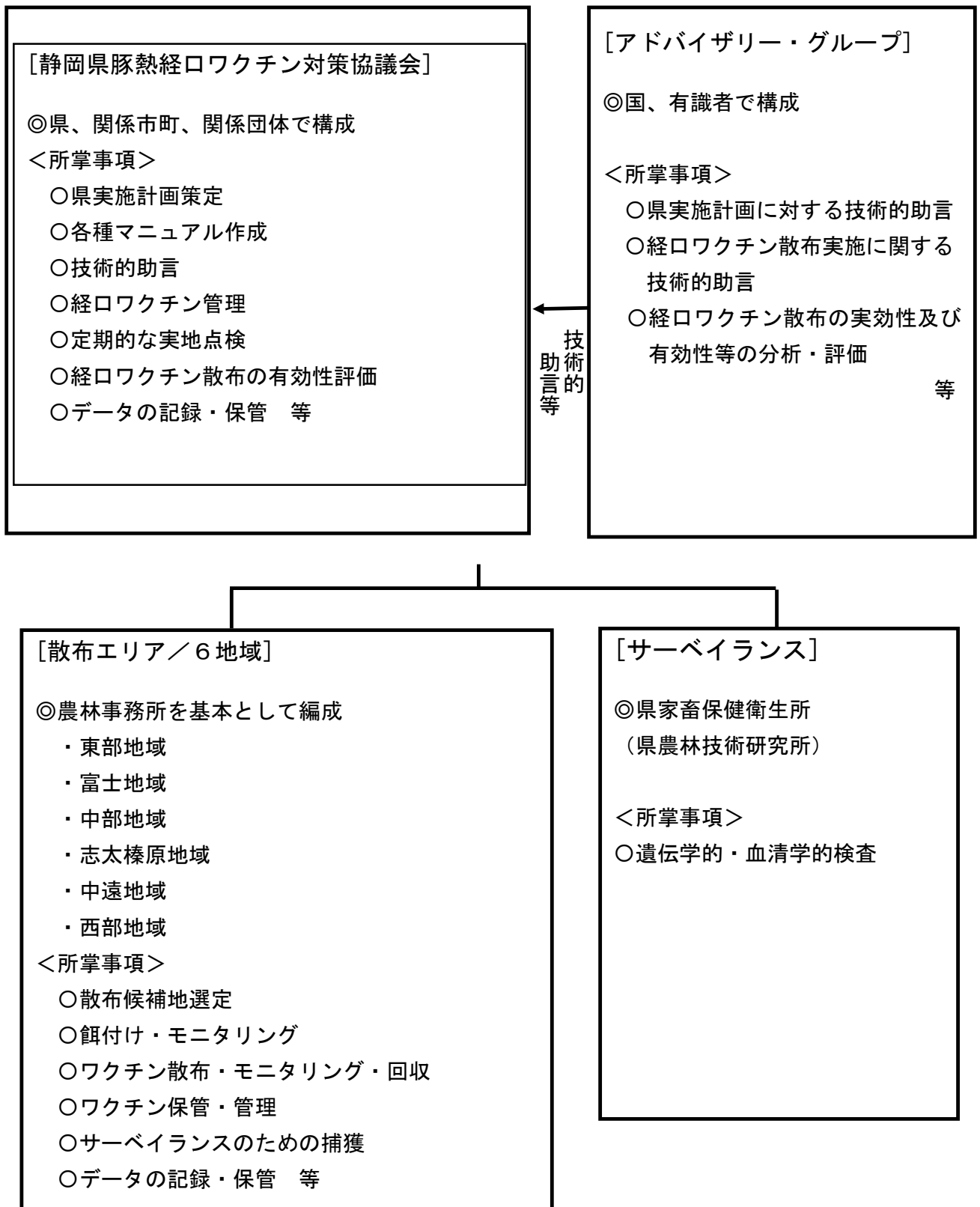
して取りまとめ、一定の期間保管する。

<スケジュール>

	時期	実施内容
令和6年度前期	令和6年4月～6月	手作業による散布
令和6年度後期	令和6年11月～令和7年2月	手作業による散布
同	令和6年11月～令和7年3月	空中散布

<豚熱経口ワクチン野外散布に係る組織体系図>

【別添1】実施体制図



<静岡県豚熱経口ワクチン対策協議会構成員>

区分	団体名
静岡県	静岡県
関係市町	沼津市
	三島市
	御殿場市
	裾野市
	伊豆の国市
	長泉町
	小山町
	富士宮市
	富士市
	静岡市
	島田市
	藤枝市
	牧之原市
	川根本町
	磐田市
	掛川市
	袋井市
	菊川市
	御前崎市
	森町
浜松市	
湖西市	
関係団体	公益社団法人静岡県畜産協会
	静岡県養豚協会
	一般社団法人静岡県猟友会
	静岡県農業協同組合中央会
	静岡県経済農業協同組合連合会
国	農林水産省関東農政局静岡県拠点